

令和3年度当初予算(案)における入湯税の用途について

入湯税は、消防施設等の整備、観光施設の整備及び観光振興などに要する費用に充てるための目的税であり、次に掲げる事業に充当しています。

令和3年度当初予算(案)入湯税の額 3,900 千円

(単位:千円)

事業名		事業内容等	事業費	財 源 内 訳				充当可能 費用
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国(県)支出金	市 債	その他		
消防施設等 の整備	消防施設整備管 理事業	消防施設整備工事	1,510	0	700	0	810	810
		小型動力ポンプ購入	1,650	0	1,200	0	450	450
	小 計		3,160	0	1,900	0	1,260	1,260
観光施設の 整備	ロイヤル胎内 パークホテル運 営事業	交流促進施設改修 工事	204,500	0	201,000	0	3,500	3,500
	クアハウスたいな い管理事業	施設改修工事	1,348	0	0	0	1,348	1,348
	小 計		205,848	0	201,000	0	4,848	4,848
観光振興 (観光施設 の整備を除 く)	観光振興事業	観光宣伝費(印刷製 本費、広告料)	3,455	0	0	0	3,455	3,455
		胎内市観光協会負 担金	19,212	0	0	0	19,212	19,212
	小 計		22,667	0	0	0	22,667	22,667
合 計			231,675	0	202,900	0	28,775	28,775